

議 会 運 営 委 員 会 記 録 (No.10)

1 日 時 令和7年7月30日(水)
午前10時06分 開会
午前10時31分 閉会

2 場 所 議会運営委員会室

3 出席委員(8人)

委 員 長	西 田 一	副 委 員 長	松 岡 裕 一 郎
委 員	菊 地 公 平	委 員	佐 藤 栄 作
委 員	富 士 川 厚 子	委 員	小 宮 けい子
委 員	森 結 実 子	委 員	山 内 涼 成

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

総務市民局長	三 浦 隆 宏	総 務 部 長	滝 剛
総 務 課 長	荒 田 政 二	議会担当課長	平 野 雄 士

6 事務局職員

事 務 局 長	天 本 克 己	次 長	檜 木 野 裕
総 務 課 長	原 田 健 二	議 事 課 長	木 村 貴 治
政策調査課長	清 水 俊 哉	広報・政務活動費担当課長	河 田 守 胤
議 事 係 長	佐々木 雄一郎	書 記	河 野 裕 一

外 関係職員

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第25号 北九州市議会傍聴環境の改善について	継続審査とすることを決定。

2	令和7年9月定例会会期日程案について	資料No.2のとおり確認。
3	市歌斉唱への参加団体について	資料No.3のとおり確認。
4	委員会資料のホームページでの公開期間について	資料No.4のとおり事務局から説明。委員会資料のホームページの公開期間については、委員の前々任期分までとすることに決定。
5	議会運営上の協議事項について (1) 常任委員会の見直しに関する検討について (No.1) (2) 市外からの陳情の取扱いについて (No.2) (3) 議員タブレットでの字幕表示について (No.3・7) (4) 議場前面へのモニター設置について (No.8・10)	(1)について、各会派から意見表明。 (1)～(4)について、次回本委員会で意見を伺うため、各会派で検討を依頼。

8 会議の経過

(陳情第25号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○**委員長(西田一君)** 開会します。まず、陳情の審査を行います。陳情第25号北九州市議会傍聴環境の改善についてを議題とします。本件について、事務局に説明させます。総務課長。

○**総務課長** 資料ナンバー1の2をお願いいたします。陳情第25号について、御説明します。

まず、傍聴席での水分摂取を認めることについてです。傍聴に関しましては、地方自治法第130条第3項におきまして、議長は、会議の傍聴に関し、必要な規則を設けなければならないとされております。これは、傍聴人の秩序保持等に関する議長の職権を規定したものでございます。本市議会では、法に基づき、北九州市議会傍聴規則を定めており、傍聴人の守るべき事項として、同規則第13条第5号において、飲食または喫煙をしないことと規定しております。そのようなことから、現状では議場における水分摂取は認めておりません。必要があれば、傍聴ロビーを御案内し、水分摂取をお願いしているところでございます。

なお、令和5年8月に開催された議会運営委員会におきましても、傍聴席での水分摂取について、協議しており、その際も運用の見直しは行っておりません。

次に、特別傍聴室が空いている際の一般市民への柔軟な利用についてでございます。特別傍聴室は、お子様連れの方や御高齢の方などが安心して傍聴できる環境を提供するという目的で、平成30年2月議会から、運用を開始しております。設備の特徴としては、防音仕様となっております。子供さんの声を気にすることなく傍聴が可能。段差がないため、車椅子の方や御高齢の方でも安心して傍聴が可能。ベビーシートやロールカーテンを備えており、乳幼児のお子様のおむつ替えなどが可能となっております。

なお、特別傍聴室の利用につきましては、本会議中は、常時、受付が可能となっております。

そのため、お子様連れの方や御高齢の方などが、いつでも御利用いただけるよう、一般市民の方の御利用は御遠慮いただいているところでございます。以上で陳情第25号に関する説明を終わります。

○委員長（西田一君） 質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） まず、令和5年8月の議運での協議内容についての説明を求めたいと思います。

○委員長（西田一君） 総務課長。

○総務課長 令和5年の議会運営委員会の協議内容でございますけれども、当時は自民未来からの御提案がございまして、議員は議場や委員会室で飲水することができるが、傍聴者の飲水は規則により禁止されているため、傍聴者も飲水できるように見直してはどうかというものでございます。本委員会でも協議し、これにつきましては現状維持というような結論になってございます。以上です。

○委員長（西田一君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） そこで問題になったのは、やはり危機管理だと思うんですね。その辺で触れられた内容、中身について、ちょっとお知らせください。

○委員長（西田一君） 総務課長。

○総務課長 その際ですね、基本的には飲水をするというところで、例えばペットボトルであるとかマイボトルとかいろんな方法があるんですけども、そういったものを出して投げ込んだりとか、場合によっては中に薬品とか、そういった飲物でないものが入っていたりとかというリスクがあるというところが問題点になったと、そういうことでございます。

○委員（山内涼成君） はい。分かりました。

○委員長（西田一君） ほかにございせんか。ほかになければ、本件については、慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

御異議なしと認め、そのとおり決定しました。以上で、陳情の審査を終わります。

次に、令和7年9月定例会会期日程案について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー2をお願いいたします。9月定例会につきましても、現在のところ、9月4日に招集する予定であるとの連絡を執行部から受けておりますので、同日を開会日とする会期日程案を、従来例に倣って作成しております。会期は9月4日から10月7日までの34日間でございます。

具体的には、9月4日は本会議で市長の提案理由説明、11日から18日までは本会議で質疑及び一般質問、18日から10月1日までは決算特別委員会を設置し、決算議案の審査、2日は本会議で決算議案の採決、3日及び6日は常任委員会で決算議案以外の一般議案の審査、10月7日は本会議で一般議案の採決でございます。請願・陳情の締切日は、点字分が8月28日、点字以

外的一般分が9月3日となります。なお、予定どおり9月定例会が9月4日に招集される場合には、その7日前に当たる8月28日に議会運営委員会を開催し、市長提出議案の確認や、正式な会期日程の決定などを行っていただくこととなります。以上でございます。

○委員長（西田一君） ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、市歌斉唱への参加団体について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー3をお願いいたします。9月定例会での市歌斉唱につきましては、担当会派は市民とともに北九州でございます。

参加団体について、御説明いたします。参加団体は特定非営利活動法人My夢でございます。当団体は、平成16年4月手づくり工房My夢として発足。平成19年12月にNPO法人化され、就労継続支援B型と生活介護の事業所として、現在、約30名の様々な障害を持つ利用者と活動しております。お菓子、弁当、惣菜の製造販売を通して、働く喜びを味わいながら、生き生きと自立した日常生活を送れるよう活動しております。

当日の実施方法についてでございます。参加人数は、現在のところ未定でございますが、演壇前で斉唱し、伴奏のみの音源を使用いたします。議員、執行部共に起立のうえ、一緒に市歌の斉唱をお願いいたします。説明は以上でございます。

○委員長（西田一君） ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、委員会資料のホームページでの公開期間について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー4の1をお願いいたします。現在、委員会で配付されました資料は、原則全てホームページに掲載しております。これは、資料に記載のとおり、平成26年2月の議会運営委員会での決定に基づき、その後、(1)の掲載時期など若干の変更を加えながら、運用を行っておりますが、これまで掲載期間については協議が行われておらず、平成26年からの委員会資料が今もなお掲載されている状況でございます。

ホームページに掲載している委員会資料の中には、古い事業概要等も掲載されており、インターネットで検索した市民から執行部へ事業の問合せが入っていることや、また、古い計画案等も掲載されていることから、市民の誤解や混乱を招くことなどが懸念されます。

そこで、ホームページ上の委員会資料の掲載期間を、資料ナンバー4の2を御覧いただきたいと思います。資料ナンバー4の2の枠囲みをしている部分になりますが、掲載期間として委員の前々任期分までを掲載することとし、それ以前のは削除させていただきたいと考えております。具体的に申しますと、資料下段の図の①のとおり、令和7年7月、本日の議会運

営委員会終了後は、令和3年以降分を掲載し、令和2年以前を削除。今後につきましては、②のとおり、最短でも過去4年分は掲載することとし、委員の任期であります2年ごとに、古い資料を削除する、ということで考えております。

なお、ホームページ上の資料は削除いたしましても、市議会事務局や文書館、中央図書館で資料の閲覧は可能となっております。

次に、資料ナンバー4の3をお願いいたします。資料には削除前と削除後のホームページのサンプルをお付けしておりますので、確認をお願いいたします。資料ナンバー4の3のとおり、配付資料の部分、その列は今回から削除したいと思いますが、日時、内容の列については、引き続き、掲載することを考えております。説明は以上でございます。

○委員長（西田一君） ただいまの事務局の説明を踏まえ、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、委員会資料のホームページの公開期間については、委員の前々任期分までとすることに御異議ございませんか。

（異議なし）

では、そのとおり決定します。

次に、議会運営上の協議事項についてを議題とします。本日は資料に記載の4件について協議を行います。

まず、協議事項(1)の常任委員会の見直しに関する検討について、資料ナンバー5の2のとおり委員長案を作成し、先日、各委員に配付させていただいたところです。各会派での検討結果を伺います。自民党・無所属の会。

○委員（菊地公平君） 自民党は基本的には委員長の提示した内容に沿って判断しております。よろしく申し上げます。

○委員長（西田一君） 公明党。

○委員（富士川厚子君） 公明党は委員長案の教育都市ブランド委員会という委員会名を、この委員会名だと、本当は教育と都市ブランドなんですけど、教育都市と読まれてしまうのではないかとということで、都市ブランド教育委員会に変更してはどうかという意見です。よろしく申し上げます。

○委員長（西田一君） 市民とともに北九州。

○委員（小宮けい子君） 2点あります。経済港湾委員会の分を経済港湾空港、空港が入ったほうが分かりやすいのではないかとということで、経済港湾空港委員会にというのが一つです。もう1点は環境水道委員会を環境水道防災委員会。防災に関してここで審議しているということが分かりやすく、防災を入れたらどうかという意見です。以上です。

○委員長（西田一君） 日本共産党。

○委員（山内涼成君） 基本的には委員長案に賛成ですけれども、議論をしてみたいと思います。

○委員長（西田一君） ということで、委員長案がほぼ原形を留めてないということになりましたが、今表明いただいた各会派からの御意見について、質問、意見はございませんか。

（質問・意見なし）

では、これらの御意見を踏まえて、再度各会派での協議をお願いいたします。

次に、協議事項の(2)から(4)までの3件について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー6をお願いいたします。市外からの陳情の取扱いについてでございます。

まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。現在、陳情書またはこれに類するものについては、資料下段にお示ししております先例245に該当するものを除き、原則として委員会に付託しております。委員会に付託し審査を行った陳情は、前任期、令和3年2月から令和7年2月までの4年間で206件、このうち市外から提出された陳情は38件となっております。中には全国一律に送付されている陳情も見られ、今後も市外からの陳情は一定程度想定されるところでございます。

つきましては、効率的な議会運営の観点から、また他の政令市の状況も勘案し、市外から提出された陳情については、原則として議会への意見として取り扱い、全議員に周知することとしてはどうか、というものでございます。

なお、意見として取り扱った陳情であっても、会派として賛同できるものについては、紹介議員となり、請願として手続を行うことも可能でございます。提案趣旨は以上となります。

現状等について御説明いたします。まず、本市議会の現状等については、ただいまの提案趣旨の中で申し上げたとおり、先例に該当するものを除き、原則として審査を行っており、前任期中に行われた陳情の審査件数は206件、このうち市外から提出された陳情は38件、約2割となっております。また、今任期の6月定例会までに付託した陳情は35件、このうち市外から提出された陳情は8件、こちらも約2割となっている状況でございます。

次に、他の政令市の陳情の取扱いについて、御説明いたします。こちらも提案趣旨の中に記載されておりますが、まず、そもそも陳情の審査を行っておらず、提出された陳情書の写しを会派や委員に配付するという対応の市が5市ございます。次に、市外から提出された陳情は付託しない市が3市。県外から提出された陳情は付託しない市が1市。市外から郵送された陳情は付託しない市が3市。市内外に関わらず、郵送された陳情は付託しない市が3市。意見書・決議を求める陳情以外は付託しない市が1市という状況でございます。市外からの陳情の取扱いについての説明は以上でございます。

○委員長（西田一君） 総務課長。

○総務課長 続きまして私のほうから、資料ナンバー7の1をお願いいたします。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。議員のタブレットでも字幕表示の画面が見れるようにしてはどうか。また、議場後方の字幕表示モニターの内容を議員タブレットでも確認できるよう

にしてはどうか。提案趣旨は以上でございます。

それでは、現状について御説明します。市議会におけるタブレット端末の導入につきましては、平成31年2月の議会改革協議会報告書におきまして、タブレット端末の配付、使用を通じた議会活動の効率化やペーパーレス化の提案を受け、平成31年度予算で導入経費を予算化し、令和元年10月からタブレット端末を導入しております。

この導入によりまして、会議資料をタブレット端末に格納することでペーパーレス化に取り組んでおります。なお、タブレット端末の利用につきましては、北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準を定め、議場に持ち込む際のルールを定めております。

次に、現在実施している字幕表示につきましては、令和5年2月の議会改革協議会報告書におきまして、議事堂のバリアフリー化の推進として、聴覚障害のある方にも安心して議会を傍聴いただける環境整備の必要があるとの提案を受け、設置したものになります。令和6年度予算で整備費を予算化し、令和6年8月に設置しております。同年9月定例会で試験導入し、12月定例会から本格的な運用を開始しております。

資料ナンバー7の2を御覧ください。字幕表示モニターの画面をタブレット端末に表示することは、ユーチューブ経由で可能となっております。実際に事業者の方をお呼びしてテストをしてみましたけども、無線接続のため、発言内容が表示されるまでのタイムラグが約20秒程度発生することがございます。また、Wi-Fi環境の更なる整備に多額の費用を要すること、約140万円程度といった課題が考えられます。

次に、資料ナンバー8の1をお願いします。まず、提案趣旨を読み上げさせていただきます。モニターを議場前面に配置し、資料や市歌の歌詞を映してはどうか。また、傍聴席向けのモニターによる字幕表示を議員席からも見えるように議場前面にもモニターを設置してはどうか。提案趣旨は以上となります。

それでは、現状について御説明します。現在、実施している字幕表示につきましては、先ほども御説明いたしました。令和5年2月の議会改革協議会報告書におきまして、議事堂のバリアフリー化の推進として、聴覚障害のある方にも安心して議会を傍聴いただける環境整備の必要があるとの提案を受け、設置したものになります。

一方、同じく令和5年2月の議会改革協議会報告書において、議会におけるDXの推進の一環として、議場全体にかかるモニター設置が提案されております。報告書では、多額の費用を要することや本市の財政状況を鑑み、議事堂建て替えの際に、設置の提案をすることが適当とされております。

資料ナンバー8の2を御覧ください。仮に、モニターを設置した場合の案はお手元の資料のとおりで、議場前面2か所に98インチのモニターを設置した場合、約450万円の費用を要する見込みでございます。この場合、議席から字幕表示を見ることは可能と思われそうですが、配付資料等を表示する場合は文字が小さくなって見えづらくなるケースも出てくることが考えられます。

以上でございます。

○委員長（西田一君） ただいま議題となっております3件について、提出会派からの補足説明または質問、意見はありませんか。富士川委員。

○委員（富士川厚子君） まず、陳情について、市外からの提出が38件ということなんですけど、これは全て郵送で来ているのか教えてください。あと、先例245に該当するものも入れたら、4年間でどのくらい陳情というのが北九州市に来ているのか教えてください。あと、タブレットに関してなんですけど、この音声変換ソフト、アミボイスっていうのは、うちも会派からタブレットで字幕表示ということで、できたらということと言ったんですけども、このタイムラグが20秒あるということで、例えばアミボイスというソフトは無料のソフトなのか、議員のタブレットに無料だったら入れられるのか教えていただけたらと思います。

○委員長（西田一君） 議事課長。

○議事課長 陳情の件に関しまして回答いたします。市外からの陳情が前任期で38件ございました。ほぼ郵送ということになりますけども、具体的な数字というのは拾っておりませんが、中には数件ですね、近隣の市町村から持参ということもあれば、議員さんから御提出というのも確かに数件あったと思います。すみません、具体的な数字は分かりませんが、ほぼ郵送というふうに考えていただいて結構です。

それから、全体の件数ということになります。前任期で申しますと、先ほど審査したのが206件と申しました。提出されたものということで行きますと、全体で223件の陳情書の提出がありました。先ほどの206件との差ですけども、17件ということになります。出したものの、そのあと事情があって取り下げたというものが8件。それ以外の9件が先例245に該当するものとして意見として取り扱ったということになります。陳情に関しては以上です。

○委員長（西田一君） 総務課長。

○総務課長 タブレットのアミボイスのライセンス料なんですけども、年間で約6万円かかっております。あとはそれを複数台入れるとなると、掛ける何台という話になってくるのかなというのと、議員57名いらっしゃるの、それに皆さん入れて流すとなると、Wi-Fi環境というのを現状では耐えられないと思いますので、その整備費もお金がかかってくるかなと思います。以上です。

○委員（富士川厚子君） はい。分かりました。

○委員長（西田一君） ほかにございませんか。

ほかになければ、本日協議いただきました4件については、次回の本委員会で御意見を伺いたいと思いますので、各会派で検討をお願いいたします。

ほかになければ、本日は、これで閉会します。